

京都市告示第233号

消費者安全法第10条第3項の規定に基づき、消費生活相談を行う施設又は機関の名称等を告示します。

平成21年9月1日

京都市長 門川 大作

1 名称

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課（市民生活センター）

2 住所

京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町358番地 アーバネックス御池ビル西館
4階

3 消費生活相談を行う日及び時間

月曜日から金曜日まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

なお、相談業務を行う時間は、午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

（文化市民局市民生活部市民総合相談課）